

第27号議案

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「三月で除した」を「十二月（次条の規定による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、十八月）で除した数に四を乗じて得た」に、「次条」を「同条」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から適用する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第十六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十六号</p> <p>第一条～第三条（略） （新たに職員となった者の号給）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を十二月（次条の規定による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、十八月）で除した数に四を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が同条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第四条の二～第十九条（略）</p>	<p>○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十六号</p> <p>第一条～第三条（略） （新たに職員となった者の号給）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を三月で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第四条の二～第十九条（略）</p>

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(新設)